

# 徳山ダム巡る会場使用問題



岐阜県大垣市教育委員会が「徳山ダム建設中止を求めるとする市民代表」(上田武夫代表)の集會に市施設の使用許可を出しながら取り消した問題は、「市教委の措置は違法」とする岐阜地裁の決定を市教委が受け入れたこととなりあえず決着。十日と十一月二十四日に計画していた同回の集會は予定通り

## 市教委、中立見失う

### 市政に配慮しつまずく

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習につながる。市教委の措置は条例の適用を誤った」と、市教委は

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

## 大垣市の施設

# 反対集會に貸さない

### 徳山ダム 一度は許可したが中止の会

岐阜県藤橋村に計画されている徳山ダムに対し、同県西濃地方の住民約八千人による「徳山ダム建設中止を求めるとする市民代表」(上田武夫代表)が、大垣市に申請していた市の施設使用許可がいったんは認められながら、三十日、取り消され、同会側は激しく反発している。

求めるとする市民代表は、十月十日「建設省との対話」を、十一月二十四日に「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める全国集會」を、

「建設省との対話」を、十一月二十四日に「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める全国集會」を、

判断し、取り消したといふ。しかし、先月三十日に出された決定は「憲法で保障されている集會の自由を制限する場合は、明白に設置目的に反するものに限られる」と指摘。そのうえで、

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

「今回の集會はダム建設中止を求めた社会運動の色彩を帯びているが、社会運動では自己啓発など学習の要素が多分に含まれ、生涯学習の市町村が一致して推進している。その意向に反対する

## 集會の自由「認める

### 徳山ダム 大垣市の施設使用OK

岐阜地裁決定

徳山ダム(岐阜県藤橋村)の建設計画に反対している同県大垣市の市民グループ「徳山ダム建設中止を求めるとする市民代表」(上田武夫代表)が、ダム建設反対集會を予定していた市施設「スイムピアセンター」の使用許可を市教委に取り消されたため、市教委を相手取って行った取り消し処分執行停止の申し立てに対し、岐阜地裁(谷口伸夫裁判長)は同会の主張を全面的に認め、市教委の取り消し処分執行停止を決定。一日、同会と市教委に通知した。

この問題で、市教委はいったん出した使用許可を、その後「学習のため」という設置目的にそぐわないとして取り消した。

しかし、同地裁の決定では、施設使用の許諾は、憲法で保障された「集會の自由」の制約にかかわるため、明確な基準が必要だが、集會は学習活動の一環であり、条例で定めた利用目的に反するとはいえないとした。さらに「施設の使用許可にあたっては、集會の性質や内容について、善理解入るべきだ」と話した。

市教委は決定を受け、この日午後一時半から臨時集會を開き、即時抗告するかどうかの結論は出す。五日に再び開くことを決めた。

山本次能・市教育長は「真意が十分理解されなかったのは遺憾」と述べ、同会の上田代表は「当然の判断。行政側が集會の趣旨によって、使用を決定することがおかしい。決定を受け入れるべきだ」と話した。

## 『施設利用取り消し』取り消せ

### 徳山ダム建設 大垣市を提訴

岐阜県藤橋村に計画されている徳山ダムの建設中止を求めている「徳山ダム建設中止を求めるとする市民代表」(上田武夫代表)が、大垣市に申請していた市の施設使用許可がいったんは認められながら、三十日、取り消され、同会側は激しく反発している。

求めるとする市民代表は、十月十日「建設省との対話」を、十一月二十四日に「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める全国集會」を、

96.10.9

